



目次

規 則	ペー ジ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○国土調査の成果の認証 (")	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 <12・11揭示>	2
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	3
高知海区漁業調整委員会指示	
○船舶を使用してのいさき釣りについての指示 <12・15揭示>	11
入札公告	
○一般競争入札(マイクロソフトスクールアグリーメントの借入れ)の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	12
落札公告	
○落札者等の公告 (管 財 課)	13
○" (公営企業局 県立病院課)	13
正 誤	
○正誤(平20・10・31付け 告示ほか)	14

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年12月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第105号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「及び教育委員会事務局高等学校課」を「並びに教育委員会事務局高等学校課及び人権教育課」に改める。

第7条第1項第5号中「教育委員会事務局高等学校課及び」を「教育委員会事務局高等学校課及び人権教育課並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

高知県告示第742号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北川村長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
和田	庵ノ向	596のハ、596のニ	和田	キチャシキ
	寺谷口北	607、608		榎平
		818の12		六郎屋敷
	瀬詰下	647のロ		瀬詰
	瀬詰	673、674、683		榎平
	槇ノ谷	742の21、759の1、759の2		山ノ西
六郎屋敷	832	寺谷口北		
堂山	595のイ、595のロ	庵ノ向		

島	ヲリツキ	473	島	城山屋敷
		469、937の1から937の4まで		惣作坂
	奥泉	515の1、515の7、517の4、517の5、518		奥泉谷
	奥泉谷	524の3、528、529		ヲリツキ谷
	泉谷	530の31		泉向山
	カメガクボ	531から534まで		
中泉	616			
泉向山	535の78		西ノ谷	
惣作坂	578の9から578の13まで、578の15		丸山東	
栃谷口	579の1、580			
上セキノフチ	582の1、582のロ、582の4	641の15、641の16	上泉	
			上セキノフチ	
久江ノ上	馬鞆礮	327の8から327の17まで、327の25、327の26	久江ノ上	下鎮守
		327の7、439の10		ヤケノ

備考 1 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である村有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年1月19日現在の登記簿による。

高知県告示第743号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年

法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量(レーザー計測)
- 2 作業期間
平成21年12月21日から平成22年3月19日まで
- 3 作業地域
香美市、安芸郡北川村及び馬路村並びに高岡郡佐川町及び津野町の各一部

高知県告示第744号

土佐清水市下益野の一部地区、香美市土佐山田町佐竹の一部地区、同市香北町中西川及び香北町西川地区並びに香北町岩改の一部地区、安芸郡北川村和田、島及び久江ノ上の各一部地区並びに安芸郡芸西村西分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 土佐清水市
 - (2) 香美市
 - (3) 香北町
 - (4) 北川村
 - (5) 芸西村
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 土佐清水市下益野の一部
平成19年度及び平成20年度
 - (2) 香美市土佐山田町佐竹の一部
平成18年度及び平成19年度
 - (3) 香美市香北町中西川及び香北町西川並びに香北町岩改の一部
平成15年度及び平成16年度
 - (4) 安芸郡北川村和田、島及び久江ノ上の各一部
平成18年度から平成20年度まで
 - (5) 安芸郡芸西村西分の一部
平成19年度及び平成20年度
- 3 成果の名称
 - (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
 - (2) 香美市地籍図及び地籍簿
 - (3) 香北町地籍図及び地籍簿
 - (4) 北川村地籍図及び地籍簿
 - (5) 芸西村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成21年12月25日

高知県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市新居字湊52番4地先から 土佐市新居字湊40番地先まで	前	13.3 41.0	369
	後	11.4 40.7	

高知県告示第746号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

「

教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の出納員
---------------------------------	-------------------

」

を

「

教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の出納員
教育委員会事務局人権教育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局人権教育課の出納員

」

に改める。

別表第2中

「

教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
-------------------	---------------------------------	---------------------

」

を

「

教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
教育委員会事務局人権教育課の出納員	教育委員会事務局人権教育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局人権教育課の現金取扱員

」

に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,353人である。

平成21年12月11日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

監 査 公 表

監査公表第18号

平成21年12月25日

高知県監査委員 山本 広明
同 西森 雅和
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成21年10月9日 高知市田所 辨蒔ほか3名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年12月3日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市 田所 辨蒔
高知市 森 武彦
高知市 高橋 正雄
高知市 岡林 文夫

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

ア 高知県（以下「県」という。）が、平成20年度に国土交通省に支払った国直轄事業負担金（以下「直轄負担金」という。）（河川、道路、港湾関係）12,230,707,425円のうち国職員の人件費分709,001,919円の返還請求を求める。

営繕宿舍費（宿舍土地借上、庁舎建替、補修等）31,884,645円及び諸謝金985,836円、国有資産所在市町村交付金（以下「国有資産交付金」という。）2,064,289円の返還請求を求める。

返還が実現しない場合は、支出の決裁権者に請求すること。

イ 農林水産省の平成20年度直轄負担金（民有林直轄治山事業（以下「治山事業」という。）128,000,000円、地すべり対策事業費230,000,000円）のうち人件費及び営繕宿舍費、諸謝金、国有資産交付金についてもアと同様の措置を求める。

ウ 平成21年度の直轄負担金のうち人件費及び営繕宿舍費、諸謝金、国有資産交付金に関する分の支払いの差し止めを求める。

(2) 請求の理由（要約）

ア 事実関係

(ア) 国土交通省四国地方整備局（以下「整備局」という。）の予算資料によると、平成20年度の総事業費3,327億円のうち直轄事業費は1,432億円であり、その他は補助・交付金である。県の工事費（負担金対象分）は、河川関係15,680,085千円、道路関係28,292,212千円、港湾関係5,278,200千円の合計49,250,497千円である。

この直轄事業に県が支払った負担金には、次のように国家公務員の人件費が含まれている。

(単位：円)

	河川関係	道路関係	港湾関係
職員基本給	152,791,960	117,100,551	50,417,936
職員諸手当	75,920,488	57,357,847	26,056,516
超過勤務手当	20,039,813	23,685,739	5,484,854
常勤職員給与	647,386	0	0
非常勤職員手当	395,832	60,721	0
短時間勤務職員手当	179,947	156,719	0
公務災害補償費	508,023	317,367	211,651
退職手当	26,133,581	31,622,227	1,681,143
児童手当	1,606,343	1,314,377	678,600
共済組合負担金	49,024,258	38,017,020	27,591,020
計	327,247,631	269,632,568	112,121,720
合計			709,001,919

(イ) 上記人件費にかかわる対象職員数は、次のとおりである。

(単位：人)

	河川関係	道路関係	港湾関係
国土技術政策研究所	1	0.67	0.24
整備局 総務部	0.8	0.76	
同 企画部	5.4	6.38	
同 河川部	9.7		
同 用地部	3.5	2.06	
同 道路部		10.52 (3)	
同 港湾空港部			5.42 (0.34)

四国技術事務所	6.5 (2.3)	5.2 (1.13)	
徳島河川国道事務所	1		
四国山地砂防事務所	16.6 (5)		
高知河川国道事務所	46.3 (9)	20 (6)	
中村河川国道事務所	29.3 (8)	43 (8)	
中筋川総合開発工事事務所	24.4 (7.8)		
吉野川ダム統合管理所	3.2 (0.9)		
大渡ダム管理所	8.1 (0.9)		
土佐国道事務所		86 (18)	
高松港湾技術事務所			4.35 (1.55)
高知港湾・空港整備事務所			29 (8.874)
計	155.8 (33.9)	174.65 (33.13)	39.01 (10)
合計	369.46 (77.03)		

注 ()内は、管理職
(ウ) 管轄宿舍費の不当な負担の実情

(単位：千円)

借地料	河川関係		道路関係		港湾関係	
	屋島西町宿舍	120	屋島西町宿舍	156		
	四国山地砂防事務所	217				
	中筋川事務所	717				
	吉野川砂防出張所	44				
	高知海岸出張所	242				

	計	1,340				
庁舎補修費	高知河川国道事務所ほか10施設	5,092	高知河川国道事務所ほか3施設	1,254		
宿舍補修費	朝倉宿舍ほか11施設	1,581	一宮宿舍ほか2施設	1,417		
庁舎改築費			中村国道出張所建替	13,470		
事務所宿舍補修・借上、土佐寮耐震、事務所空調改修				高知港	3,262	
				須崎港	3,631	
				室津港	678	

イ 差止め及び返還を求める理由

(ア) 地方財政法(昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。)第12条の「地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費」は、法令に基づくもの以外は国が地方に強制してはならないとの原則を規定している。一方、道路や河川などの関連法規では地方に負担を求めることが可能とはなっている。

道路法(昭和27年法律第180号)等で、「利益を受ける限度において」負担や分担が認められている(道路法第50条第3項、第52条等参照)ように、負担金は直接に受ける利益に応じた負担であるべきであるが、本件負担金の実際を見ると、整備局の人員費相当分の負担を強制されている。

職員数は、行政機関の職員の定員に関する法律に基づき行政機関職員定員令で法定されており、平成21年度の場合、国土交通省は61,215人と定員が確定されている。

給与、諸手当は、人事院規則等で定められている。これら人数や給与額等は県の事業量と比例して発生していない。

県民も所得税や法人税などを納税することで国家公務員の給与等を負担し保障している仕組みになっている。給与費等は、国土交通省の機関を維持する間接経費であって河川を何キロメートル改修するなどの事業費ではない。

(イ) 地財法第11条は、地方が経費を負担する場合は、経費の種目、算定基準、割合は法律又は政令で定めなければならないと規定しているが、道路法、河川法(昭和39年法律第167号)等では明文の基準等はない。

整備局は、経費の種別も算定根拠も具体的に示さず一方的に負担額を通知し、県は事前相談や協議も行っていない。国土交通省は、その不透明さと過重な負担が社会問題化する事態になって、平成21年度に初めて内訳を公表した。

(ウ) 人員費のうち退職金などは、職員の過去の経験年数に基づき算出され、県の事業とは全く関係ない。

(エ) 国家公務員共済組合負担金(以下「共済負担金」という。)も職員の生涯保障のためのものである。

県は、河川関係では基本給の32パーセント、港湾関係では54.7パーセントもの負担金を支払っている。共済負担金は、基本給に対する定率で算定されるものであり、整備局の負担金算定の根拠も算定も杜撰である。県は114,632,298円も負担させられている。

共済負担金は、国が2分の1、職員が2分の1拠出することになっており、その種類は、短期給付(本人及び家族の療養費等12項目)、長期給付(退職年金等4項目)、福祉事業に要する費用などである。これらを税金以外に工事の負担金と称して県民が負担させられるのは許し難いものである。このような非常識な費用負担を国機関が押し付け、県は、訳も分からないまま内容も精査、確認もせず公金を垂れ流し続けてきた。

(オ) 基本給は、職員の等級、勤務経験で定額が定められており、職員がその年度に従事する事業とは無関係である。

また、月額で支給され、業務の場所や量とは関係なく、県が負担する根拠は全くない。工事対象河川や道路の距離などによって給与費が左右されることはなく、県が事業で一定の利益を得るとしても定員内の職員給与費は別の問題であり、県民の受益とは関係はなく県民が負担させられるのは不当である。

(カ) 諸手当も国家公務員には、扶養手当等20項目がある。県が負担させられた内容は明らかでなく必要性もない。児童手当も保護者の職種や所在地にかかわらず国の予算に基づき支給する制度であり、事業場が所在する自治体が負担することは法的にも根拠がなく違法である。

(キ) 人件費負担の対象職員の内容及び人数とも何の根拠も示されていない。県が負担させられた対象職員数は、369.46人(うち管理職77人)である。

国土技術政策研究所や整備局総務部の人件費は、県の事業量に関係なく配置されているのであり、負担金の対象にすることは不当である。なぜ県が負担させられるのか、県は強く抗議し、返還を迫るべきである。

(ク) 事務所の借地料、庁舎及び宿舍の補修費等も県民負担の税金等が財源である。受益者負担は許されない。

道路法、河川法は負担金について、新設又は改築、維持その他の管理等を対象としているが、それは道路や河川、港湾等の施設を指しており出先機関の事務所や宿舍などの敷地費用や建築費まで負担することは法令の根拠はない。

中村国道出張所庁舎建て替え(総事業費2億6千万円)費用を平成20年度に13,470千円負担する理由はない。平成21年度も同様の負担金が請求される。いずれも返還請求や差止めが必要不可欠である。

ウ 直轄負担金支払いに関する県担当部局の責任

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)は、負担金は、支出負担行為に関して、内容が法令に違反していないか、金額の算定は適正かなどを精査することと定めている。

本件負担金は、支出に際して事前協議もなく、負担内訳も示されず、国が作成した負担額を列記した調書が請求書として送られてくるだけで、内容精査も不十分のまま相手方の言いなりに支払い続けている。個別の法的根拠、金額算定の根拠は適正かなどを一切検証していない。

県の公金支出で、内容も県民に説明できないのを承知で機械的に漫然と支出してきたことは、県執行機関として県民の付託に反する背任的財務会計行為であり、重大な過失である。

根拠も曖昧な不適正な支出は、返還を求め、同様の負担金を求められた場合は、事前

協議と内容の精査を行い、不当な負担は拒否することが県職員の責務である。

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地財法は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定めている。本件負担金は、この規範に違反したものであり、上記趣旨の内容の勧告を行うことを強く求める。

(3) 事実を証する書面

ア 平成20年度直轄負担金(土木部)一覧表

イ 「平成20年度分の資料提供について(整備局)」(県関連分)

ウ 直轄負担金に関する意見(地方分権改革推進委員会)

エ 支出命令書(1件) ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年10月9日に受付し、要件審査の結果、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

4 暫定的停止勧告

請求人は、平成21年度の直轄負担金のうち、人件費、宮繕宿舍費、諸謝金及び国有資産交付金の支払いの差止めを求めている。

暫定的停止勧告については、請求があった段階では、直轄負担金の支払いが違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、その必要はないと判断した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年10月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述の際、請求人は監査請求書には空港関係の記述がないが、請求書を提出した段階からすべての直轄負担金を対象としていたと主張した。

また、請求人から、平成21年10月22日に空港関係の事業費、地方負担額等を記載した書面が提出された。

請求の主旨から判断して、空港関係の直轄負担金についても監査対象に含まれるとした。

(2) 執行機関に対しても平成21年10月26日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、直轄負担金について、次の事項を監査対象とした。

(1) 平成20年度に県が支出した直轄負担金の中に国の職員の人件費等が含まれていることが違法又は不当な支出であり、県に損害を与えているか否か。また、会計規則等に則って支出事務がなされたかどうか。

(2) 損害を与えているならば、県が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権の行使を怠っていることが違法又は不当であるか否か。

(3) 平成20年度の直轄負担金の支出が違法又は不当である場合は、今後において、直轄負担金の支出が相当の確実さで予測されるか否か。

3 監査対象機関

監査請求のあった平成20年度に支出した直轄負担金の事務を所管している産業振興推進部公共交通課、農業振興部農業基盤課、林業振興・環境部治山林道課及び土木部建設管理課、河川課、防災砂防課、道路課、港湾課、海岸課を監査対象機関とした。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定により、次の機関に対して文書による関係人調査を実施した。

整備局

国土交通省大阪航空局(以下「航空局」という。)

農林水産省中国四国農政局（以下「農政局」という。）
 農林水産省四国森林管理局（以下「森林局」という。）

第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。
 以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 関係法令

地財法第17条の2では、「国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額を国に対して支出するものとする。」と規定している。これにより、土木その他の建設事業及び災害に係る事務を国が行う場合は、地方公共団体が法律等の定めによりその経費の一部を負担するとされている。

直轄負担金の主な根拠法は、次のとおりである。

事業	法令	内容
空港	空港法第6条	滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事に要する費用
地すべり等防止	地すべり等防止法第28条	地すべり防止工事で、溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用 地すべり防止工事でそれ以外のものに要する費用
治山	森林法第46条	保安施設事業により利益を受ける都道府県に、その事業に要した費用
河川	河川法第60条	一級河川の管理に要する費用
		大規模改良工事に要する費用
		その他の改良工事に要する費用
		維持及び修繕に要する費用
砂防	砂防法第14条	砂防設備の管理及び維持又は砂防工事を施行する場合の費用
道路	道路法第50条	国道の新設又は改築に要する費用 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用
港湾	港湾法第52条	港湾工事に係る費用のうち施設の建設又は改良に係るもの

海岸	海岸法第26条	海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用
災害復旧	公共土木施設 災害復旧事業 国庫負担法 第5条	地方公共団体又はその機関の維持管理による公共土木施設の災害復旧事業費

(2) 直轄負担金の支出事務

ア 平成20年度直轄負担金の支出事務は、建設管理課から提出された資料等によると、道路関係は次のとおりである。

年月日	支出事務
平成19年 10月中旬	整備局と来年度事業執行予定額について協議 ・国の具体的な箇所付けは未定 ・電話、メール等で全体の概要を把握 ・非常に重要な箇所は、知事、部長が整備局に要望。また、整備局長からの状況の説明あり。
10月25日	概算通知案受領
11月20日	財政課へ予算見積書提出
平成20年 5月29日	事業の規模、内容、総額の事業費と負担額が記載されている直轄事業の事業計画を受領
8月12日	第2四半期末までの負担金納付額通知受領
9月10日	第1回目支払
10月16日	補正予算（一次補正）に係る地方負担金通知受領
12月10日	第2回目支払
平成21年 1月27日	補正予算（二次補正）に係る地方負担金通知受領
3月4日	第3回目支払
3月6日	第4回負担金納付額通知受領
3月31日	第4回目支払

8月	最終の精算額通知受領
----	------------

土木部の道路関係以外の支出の回数については、当該資料によると、河川関係は年5回、港湾関係は年4回となっている。

また、農業基盤課、治山林道課及び公共交通課は、基本的な事務は土木部と同様であるが、支払回数については、それぞれ地すべり対策事業は年1回、治山事業及び空港整備事業は年2回と説明があった。

イ 平成20年度に県が支出した直轄負担金は、証拠書類で確認したところ次のとおりである。

平成20年度直轄負担金支出一覧表
(単位：円)

課名	事業名等	金額	支払日
交通政策課 (現公共交通課)	空港整備事業	3,134,541	H20. 9. 19
		4,164,617	H21. 3. 30
	計	7,299,158	
農業基盤課	地すべり対策事業	224,840,246	H21. 3. 31
治山林道課	治山事業	92,000,000	H20. 12. 18
		36,026,000	H21. 3. 26
	計	128,026,000	
建設管理課	河川事業	2,462,223,831	
	河川・都市水環境整備	916,282,000	H20. 9. 10
		506,447,805	H20. 12. 24
		710,000,000	H21. 3. 10
		153,028,000	H21. 3. 31
	多目的ダム建設	96,365,000	H20. 9. 10
		31,723,166	H20. 12. 24
		38,465,000	H21. 3. 10
	行政管理経費	9,912,860	H21. 3. 31

砂防事業		468,163,868	
砂防		93,018,000	H20. 9. 10
		124,178,238	H20. 12. 24
		175,750,000	H21. 3. 10
地すべり対策		18,232,000	H20. 9. 10
		17,924,630	H20. 12. 24
		39,061,000	H21. 3. 10
災害関連事業		166	H21. 3. 31
道路事業		7,485,389,947	
		1,907,780,293	H20. 9. 10
		940,434,782	H20. 12. 10
		4,533,998,796	H21. 3. 4
		103,176,076	H21. 3. 31
港湾事業		1,578,012,787	
		480,556,000	H20. 8. 29
		264,109,787	H20. 11. 28
		572,592,000	H21. 2. 27
		260,755,000	H21. 3. 31
河川海岸事業		141,420,498	H21. 3. 31
計		12,135,211,097	
防災砂防課	災害復旧事業	95,496,328	H21. 3. 31
合計		12,590,872,829	

注 事業名は県の直轄負担金の事業名であり、国の事業名とは異なる。
 ウ 国から県に対して平成21年5月及び6月に、平成20年度の直轄負担金の事務費の内訳について説明があった。その説明資料の内訳の中から、請求人が返還を求めている費用は次のとおりである。

返還請求の対象となっている費用

(単位：円)

区分	人件費	諸謝金	国有資産交付金	営繕宿舍費	計
国土交通省	709,063,524	985,836	2,064,289	31,884,645	743,998,294
河川関係	327,247,631	838,773	1,078,981	8,017,953	337,183,338
道路関係	269,632,568	131,026	985,308	16,295,857	287,044,759
港湾関係	112,121,720	16,037		7,570,835	119,708,592
空港関係	61,605				61,605
農林水産省	58,556,063			5,165,403	63,721,466
農業	34,264,577			4,495,566	38,760,143
林業	24,291,486			669,837	24,961,323
計	767,619,587	985,836	2,064,289	37,050,048	807,719,760

注1 国土交通省分については、業務取扱費から抽出した。また、農林水産省については、営繕費、宿舍費及び事務費関係の各費目に負担率を乗じて集計した。

注2 農林水産省には、人件費の項目はないが、請求の趣旨から国土交通省と同名の費目の集計値を人件費とした。

注3 営繕宿舍費は、農林水産省では、工事費関係に含まれ、営繕費と宿舍費に分かれている。

エ 会計規則等について

高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日3出第252号出納長、総務部長依命通達）では、支出負担行為については、内容が法令に違反していないか、金額の算定は適正であるか等の事項について調査のうえ決議することと規定し、高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日19高会企第3号会計管理者名）では、負担金の支出に際して、支出負担行為決議書には事業計画書、根拠法令、規約、案内文書、契約書（案）等を添付すること、また、支出命令書には、請求書又は支出調書を添付することを規定している。

直轄負担金の歳出証拠書類によれば、支出負担行為決議書には、事業ごとの実施箇所、負担基本額、負担金額等を記載した書類及び国からの告知文書等が添付され、支出命令書には納入告知書が添付されている。

(3) 直轄負担金に関する請求人の主張と執行機関の考え方

ア 請求人は、「整備局は、経費の種別も算定根拠も具体的に示さず一方的に負担額を通知し、県は事前相談や協議も行っていない。」と主張している。

このことについて、建設管理課は、次のとおり説明しており、建設管理課以外の執行機関も基本的には同様であると説明している。

(ア) 算定根拠等について

国は、額が固まった段階で県に通知してくる。経費の種別は、道路であれば国道何号の改築、修繕とか事業種別も示してくる。経費の算定根拠等は、一定ルールの中で必要なものは示された上で請求されている。

(イ) 事前協議等について

直轄事業について、県は国に対して種々の要望をしているが、特に直轄国道である高速道については積極的に要望している。当然事前協議で十分な議論を行っている。

イ 内容の精査等について

請求人は、「負担内訳も示されず国が作成した負担額を列記した調書が請求書として送られてくるだけで、内容精査も不十分なまま相手の言いなりに支払い続けている。」と主張している。

このことについて、建設管理課は、「負担金を請求される際に、添付資料で事業種別、箇所ごとの事業費、地方負担額は確認している。納入告知書にも根拠が明記されている。根拠に基づいた請求を確認した上で払っており言いなりにというのは当たらない。」と説明している。

ウ 対象となる経費について

請求人は、退職手当等の人件費、諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舍費は、直接事業に関係のない経費で、県が負担する必要がないと主張している。

このことについて、建設管理課は次のように説明している。

(ア) 事務費の負担は、国が事業を行う場合は県が負担金で払い、県が主体となって事業を行う場合は国から補助金が出る。この国の補助金の事務費の対象範囲は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）に基づいて、例えば、国土交通省の補助金では、道路局や河川局の定める補助事務提要の中で、補助目的、補助対象事業について用途を限定する細かい規定があり、補助金を申請する前段で用途についての協議をする。

一方、県が国に支払う負担金は、適化法のような法律はない。道路法、河川法など個別の法律で国と県の負担割合が定められているだけである。

事務費の対象範囲については明確な規定がなく、事業に必要なかどうかで判断するしかない。

(イ) 道路法第50条の見出しは、国道の管理に関する費用となっている。国道の新設や改築工事においては、指摘のあった退職手当等を含む人件費、諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舍費も、広い意味で事業を行うために必要な経費であれば、直接的な工事費だけではなく、事務費も含めて国道の管理に要する費用であり、負担金の対象となる。

(ウ) 道路法以外についても、それぞれの法律に規定されている管理に必要な費用の中に、直轄事業がなければ必要ではない人件費や営繕宿舍費などが含まれていることは特に問題はないと考えている。

(エ) 退職手当については、直轄事業全体を見た場合、全国各地を転勤する職員は、ある時期は高知、東北、九州で働いていても、トータルでどこかの県が負担

するという判断自体は間違っていないと考えている。直轄事業がなければ職員は必要でないため、すべて否定されるものではない。

国有資産交付金は、現場勤務の職員宿舎が対象になっていると聞いている。

したがって、平成20年度に支出した直轄負担金の一部が、人件費や営繕宿舎費等に充てられたことをもって、不適正として返還を求めることは適当ではないと考えている。

エ 補助事業との相違について

(ア) 請求人は補助事業と直轄事業の制度の相違について、陳述で次のように主張している。

a 補助事業は事務費及び人件費の上限設定があるが、直轄事業は上限設定がない。

b 補助事業は対象人員に管理職は含まれていないが、直轄事業は管理職も対象となっている。

c 補助事業は退職手当は対象にならないが、直轄事業は職員の退職金も対象となっている。

d 補助事業は、国道河川事務所及び空港港湾事務所などの工事現場事務所の維持管理費は対象にならないが、直轄事業では負担金の対象となっている。

(イ) 請求人の主張に対して、建設管理課は、次のように説明している。

a 補助事業は、人件費のうち退職手当を除くなど、その使用目的が負担金以上に厳格に限定されている。しかし、補助事業を担当する職員の人件費等に補助金を充当することは当然のこととして認められている。

b 人件費等は、基本的には管理に要する費用に含まれるものであると考えて特に問題はなく違法ではないと考えている。また、逆に、違法であるという根拠もない。

(4) 平成20年度の直轄負担金に関して、国の機関に係関係人調査を行ったところ次のとおり回答があった。

ア 国の職員の人件費等が含まれていることについて

(ア) 整備局

直轄事業の実施に要する費用については、事業によって直接的な利益を受ける地方公共団体が一部を負担するのが合理的との考えから、各法律における直轄負担金の規定に基づき、費用の一部について負担をお願いしている。

また、直轄事業を実施するためには、新設又は修繕等のための工事、測量設計等に加え、現場事務所や本局の職員による、用地交渉、工事の積算・発注、検査・監督、維持管理のための施設の監視・操作、災害時等の緊急対応等を実施する職員が必要である。このため、直轄負担金においては、工事費、測量及び試験費といった工事費関係だけでなく、用地交渉等の事務に携わる職員の人件費などの業務取扱費関係(職員基本給、職員諸手当、共済負担金、退職手当、児童手当等を含む。)についても、直轄事業の実施に必要な不可欠な費用として負担していただいている。

(イ) 航空局

直轄事業の実施に要する経費については、事業によって直接的な利益を受ける地方公共団体が一部を負担するのが合理的との考えから、空港法の規定に基づき、経費の一部について負担をお願いしている。

また、直轄事業を実施するためには、新設又は改良等のための工事、測量設計等に加え、工事の積算・発注、検査・監督等を実施する職員が必要である。

このため、直轄負担金においては、工事費、測量設計費といった工事費関係だけ

でなく、積算・発注、検査・監督等の事務に携わる職員の人件費などの業務取扱費関係(共済負担金、退職手当、児童手当等を含む。)についても、直轄事業の実施に必要な不可欠な費用として負担していただいている。

(ウ) 農政局

人件費は、高知三波川帯農地保全事業所職員13名及び高瀬農地保全事務所職員13名に係る職員基本給や職員諸手当であり、いずれも直轄地すべり対策事業(以下「地すべり事業」という。)[高知三波川帯地区]及び「高瀬地区」の事業実施に専任しているものである。

(エ) 森林局

人件費の対象となる職員については、治山事業を実施するための、工事を直接担当する森林管理局・森林管理署の治山担当職員及び入札・契約や監査、研修等の職員としており、治山事業の実施に必要な経費として、事業の実施にかかわる職員の職員基本給、職員諸手当、共済負担金、退職手当、児童手当が含まれている。

イ 諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舎費が含まれていることについて

(ア) 整備局

直轄事業を実施するためには、新設又は修繕等のための工事等を行う職員が必要である。加えて、これらの職員が執務を行う現場事務所の庁舎や災害時における緊急参集及び広域異動の円滑化のための宿舎も直轄事業にはなくてはならないものである。このため、工事費関係だけでなく、諸謝金、国有資産交付金、営繕宿舎費等についても、直轄事業の実施に必要な不可欠な費用として負担していただいている。

(イ) 航空局

直轄負担金には諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舎費は該当がない。

(ウ) 農政局

営繕費、宿舎費は現場事務所等の借上料及び敷地借上料である。

なお、諸謝金及び国有資産交付金は該当がない。

(エ) 森林局

営繕費、宿舎費については、治山事業の実施に必要な経費であるため、負担金の対象経費に含まれている。

なお、諸謝金及び国有資産交付金は該当がない。

ウ 事前の協議について

(ア) 整備局

河川事業等に関しては、事業費及び地方負担予定額等を費目ごと、水系や箇所別に記載したものを、当初予算に係るものは平成20年4月1日付けで、補正予算に係るものは同年10月16日付け及び平成21年1月27日付けで、河川局長から知事へ文書で通知している。

道路事業に関しては、事業種別、費目ごと、路線等の箇所別に記載した地方負担金について、当初予算に係るものは平成20年5月14日付けで、国土形成事業調整費に係るものは同年7月25日付けで、補正予算に係るものは同年10月16日付け及び平成21年1月27日付けで国土交通大臣から知事へ通知している。

港湾事業に関しては、事業内容や事業費及び負担額等を記載した事業計画について、平成20年4月1日付け、同年10月16日付け及び平成21年1月27日付けで文書により協議している。

なお、負担金の具体的な用途については、事業内容や事業費及び負担額等を事業種別、費目ごと、水系や路線等の箇所別に記載した事業計画について、当初予算に係るものは平成20年5月27日付けで、補正予算に係るものは平成21年1月6日付け

及び同年2月26日付けで、整備局長から知事あてに文書で通知している。上記事業計画については、平成20年6月5日に知事や整備局長が出席する会で説明し、意見交換を実施している。

また、工事費等の目細別（工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費等）内訳及び業務取扱費関係について詳細を平成21年5月29日に示している。

(イ) 航空局

負担金対象事業費及び事業内容について、担当者から県担当者に対し、電子メール等により、平成19年10月10日及び同年10月24日に連絡している。

空港法第6条第3項の規定に基づき、事業内容、事業費及び負担額等を記載した事業計画について国土交通大臣から知事へ文書で協議している。

(ウ) 農政局

県との打合せは次のとおりである。

- a 平成19年3月16日 地すべり事業に係る打合せ
- b 平成19年8月21日 連絡調整会議
- c 平成20年3月14日 地すべり事業に係る打合せ
- d 平成20年8月19日 連絡調整会議
- e 平成21年2月25日 平成20年度実施状況（繰越等）について協議
- f 平成21年3月18日 地すべり事業に係る打合せ
- g 平成21年8月24日 連絡調整会議

また、県に対して負担金内訳明細を平成21年6月11日に説明している。

なお、地すべり事業は、地すべり等防止法第9条に基づき県から提出のあった地すべり防止基本計画書を基に開始される事業であり、国は知事から意見を聴取した上で事業を実施している。

(エ) 森林局

治山事業負担金について県との協議、説明は次のとおりである。

- a 平成19年10月下旬 事業の実施計画について協議、説明
- b 平成20年2月上旬 事業の実施計画について協議、説明
- c 平成20年4月1日 治山事業等の負担予定額を県へ通知
- d 平成20年6月上旬 治山事業等の事業計画書を県へ提出
- e 平成20年10月16日 治山事業等（一次補正予算）の負担予定額を県へ通知
- f 平成20年12月上旬 負担金納付額を県へ通知
- g 平成21年1月27日 治山事業等（二次補正予算）の負担予定額を県へ通知

(5) 平成21年度の直轄負担金の支出について

請求人は、平成21年度についても直轄負担金のうち人件費、諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舍費の支払いを差止めるよう主張している。

このことについて、建設管理課は次のとおり説明している。

現在、国と全国知事会が直轄負担金の対象となる事務費の範囲等に関して話し合いを行っている段階で、法律の改正等行われていない。このため、平成21年度の直轄負担金については平成20年度と何ら異なる点はない。

なお、例年は、8月ごろに送られてくる負担金納付額通知はまだ送付されていない。

2 監査委員の判断

(1) 請求人は、国の職員の人件費、諸謝金、国有資産交付金及び営繕宿舍費は事業に直接関係がなく、県が負担すべきものではないと主張している。

直轄負担金については、1の(1)で述べたように、地財法で、国が建設事業等を実施する場合、法律又は政令の定めるところにより、地方公共団体がその経費の一部を負担する

と定められている。

具体的には、河川法、道路法等の個別法において、地方公共団体の負担に関する事項が規定されているが、負担金の対象となる経費については、管理に要する費用などと示されるのみで、個別具体的に、どのような経費が対象となるかについての明確な規定はなく、補助事業のように地方公共団体と用途について協議をすることにはなっていない。

このため、平成20年度の直轄負担金については、事前に国からは、事業費、事業内容、負担予定額等が示されたのみで、具体的な対象経費については明らかにされていない。具体的な人件費等の内訳の説明は、平成21年5月まで行われていなかった。

しかしながら、事業を実施するためには、工事、測量設計等の工事費関係に加え、現場事務所や整備局等の職員による、用地交渉、工事の積算・発注、災害時等の緊急対応等が必要である。このため、工事費、測量及び試験費といった経費だけでなく、用地交渉、積算・発注等の事務に携わる職員の人件費や、職員が業務を行う現場事務所及び宿舍などに係る経費も、事業の実施に必要な不可欠であるという整備局等の主張は認められないものではない。

したがって、直轄負担金の対象となる費用について、明確な規定が存在しない以上、人件費や営繕宿舍費等が管理に要する費用などに含まれるとして、これらを含む直轄負担金を支出することが違法又は不当とまでは言えない。

(2) 請求人は、直轄負担金の支出に関して、県は、内容精査も不十分なまま相手方の言いなりに支払い続けており、金額算定の方法などは適正かなどを一切検証していないと主張している。

しかしながら、直轄負担金の歳出証拠書類によると、1-(2)のエのとおり、支出負担行為決議書には、事業ごとの実施箇所、負担基本額、負担金額等を記載した書類及び国からの告知文書等が、支出命令書には納入告知書が添付されている。

また、会計上の事務手続きは会計規則等に沿って行われており、会計規則等に反した不適正な事務処理とは言えない。

以上のことから、本件における請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。

第4 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

監査結果のとおり平成20年度の直轄負担金の支出に関しては、違法又は不当とまでは言い難い。しかしながら、事務費の用途について明確な基準もなく、国からも詳細な資料提供がなかったとは言え、これまでの直轄負担金の支出に関しては、県民への十分な説明責任を果たしてきたとは言えない。

近年、直轄事業に対する負担金については、その在り方について国や多くの地方公共団体が議論を重ねており、全国知事会においても、直轄負担金の廃止を含めた制度の見直しを国に対して求めているところである。

県としても、直轄事業の対象となる事務費の比率や明確な範囲について、補助事業との均衡も考慮に入れた見直しを国に対して求めていくべきである。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第59号

宿毛市沖ノ島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りに
ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に
基づき、平成21年12月15日に次のとおり指示した。

平成21年12月15日（揭示済）

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

- 1 操業の承認
3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において
船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承
認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調
整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければなら
ない。
- 2 承認対象者及び使用船舶
1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象とな
る者は操業区域においていさき釣り漁業の実績を有する漁業協
同組合員又は委員会が適当と認めた者とし、使用する船舶は総
トン数5トン未満の漁船とする。
- 3 操業区域
宿毛市沖ノ島、鶴来島、黒渚、二並島、三ノ瀬島、室渚、水
島及び姫島の最大高潮時の海岸線と同海岸線の沖合1,000メー
トルの線とにより囲まれた区域とする。ただし、第三種共同漁
業権共第3,131号から共第3,133号まで及び共第3,809号から共
第3,814号までの漁場区域を除く。
- 4 操業期間
操業期間は、1月1日から12月31日までとする。
- 5 制限又は条件
いさき釣りの制限又は条件は、次のとおりとする。
(1) 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して
操業してはならない。
(2) 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。
(3) 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯す
るとともに、別記第1号様式によるプレート^{プレートの}を他から見や
すい場所に表示しなければならない。
(4) 日没時1時間後から日の出時1時間前までの間は、操
業及び操業区域における船舶の錨泊^{びら}をしてはならない。
- 6 遵守すべき事項
尾叉長^{びら}19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。
- 7 報告義務
承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9
月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県
外に住所を有する者^{びら}にあっては、その住所^{びら}地を管轄する都道府

県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

- 8 承認の取消し
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整
上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- 9 指示の有効期間
指示の有効期間は、平成22年1月1日から平成23年12月31日
までとする。

**別記
第1号様式**

宿毛市沖ノ島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレ
ート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第2号様式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住所
氏名 ㊟

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延操業日数	漁獲量(kg)	漁獲金額(円)	操業海域
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
合計				

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年12月25日

高知県教育長 中澤 卓史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量
マイクロソフトスクールアグリメント (Desktop School Platform Ver.3.5及びVisual Studio Pro) 7,201ライセンス
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
平成22年3月1日から平成25年2月28日まで
 - (4) 納入場所
高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県教育委員会事務局高等学校課
 - (5) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の総額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

わけ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県教育委員会事務局高等学校課
電話番号088-821-4851

- (2) 入札説明書の交付方法
平成22年1月4日(月)から同月27日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成22年2月12日(金)午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年2月10日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
 - イ 場所
高知市丸ノ内一丁目7-52 高知県庁西庁舎1階南会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - (3) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (4) 落札者の決定方法
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (5) 手続における交渉の有無
無
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年1月27日までに申請

を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be loaned:
Microsoft School Agreement License Desktop School Platform Ver.3.5 and Visual Studio Pro 7,201 units

(2) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Wednesday 10 February 2010

(3) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Friday 12 February 2010

(4) Contact: High school division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-821-4851

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る建設工事の名称及び数量
高知県本庁舎等耐震改修主体工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年11月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水建設・大旺新洋・ミタニ建設工業特定建設工事共同企業体 香川県高松市寿町二丁目4番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
2,791,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年12月25日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
人工腎臓用透析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年11月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10-7
- 5 随意契約に係る契約金額
45,355,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・10・31	9090	○告示	2	中 (1・2)	西山字上ハナロ1373(次の図に示す部分に限る。)、364から366まで、1372	字上ハナロ364から366まで、1372、1373
平21・3・27	号外6	○告示	5	中 (8)	字クスノ木谷	字クスノキ谷